

平成15年度税制改正大綱の概要

改正項目	適用時期
研究開発・設備投資減税	
・試験研究費の総額に係る税額控除制度の創設	・H15.1.1以後開始事業年度より
・IT投資促進税制の創設（税額控除、特別償却）	・H18.3.31までの取得を対象
・開発研究用設備の特別償却制度の創設	・同上
中小企業・ベンチャー企業支援	
・一定の中小法人に対する留保金課税の免除	・H15.4.1～H18.3.31の間の開始事業年度
・交際費に関する損金算入限度額の拡大	
・少額減価償却資産の即時償却対象の拡大	・H15.4.1～H18.3.31の間の取得
相続税・贈与税	
・相続時精算課税制度の創設	・H15.1.1より
・相続税の税率の引下げ	・同上
・贈与税の税率の引下げ	・同上
・住宅取得資金等の相続時精算課税制度の特例の創設	・H15.1.1～H17.12.31までの期間
金融・証券税制	
（配当）	
・上場株式等の配当所得の申告不用特例の適用上限額の撤廃	・H15.4.1以後支払分より
・株式等に係る配当所得35%源泉分離選択課税の特例の廃止	・H15.3.31をもって廃止
（株式等譲渡所得）	
・上場株式等の譲渡所得等に対する優遇税率特例の創設	・H15.1.1以後5年間
・長期所有上場株式等の譲渡時の暫定税率特例の廃止	・H15分以後
・長期所有上場株式等の譲渡時の100万円特別控除特例の廃止	・同上
土地税制	
・不動産登記に係る登録免許税の税負担軽減	・H15.4.1以後受付の登記より
・新增設に係る事業所税の廃止	・H15.3.31をもって
・不動産取得税の標準税率の引下げ（4% 3%）	・H15.4.1～H18.3.31
・宅地等の取得に関する課税標準を価格の2分の1とする特例	・H15.1.1.～H17.12.31
外形標準課税	・H16.4.1以後開始事業年度より
・対象：資本金が1億円超法人の法人事業税	
・税額計算：所得割、付加価値割、資本割の合算額	
個人所得課税	
・控除対象配偶者に対する配偶者特別控除の廃止	・所得税はH16分以後、住民税はH17分以後
・住宅ローン控除の再適用	・H15.4.1以後居住の用に供しなくなった場合
消費税	
・事業者免税点適用上限の引下げ（3,000万円 1,000万円）	・H16.4.1以後開始課税期間より
・簡易課税制度の適用上限の引下げ（2億円 5,000万円）	・同上
・中間申告納付の間隔を1ヵ月（現行3ヶ月）に短縮	・同上
・消費者に対する税込金額の明示	・H16.4.1より
酒税・たばこ税	
・発泡酒、果実酒等の税率引上げ	・H15.5.1より
・たばこ税の税率引上げ	・H15.7.1より
その他	
・内国法人が受けるべき芸能人報酬に対する源泉徴収制度の廃止	・H15.4.1以後支払を受けるべき報酬より
・同族会社の判定基準の改正（自社株保有の場合等）	